

## 無料税務相談に関するお知らせ

ご予約いただきました無料税務相談に関して、以下のとおりお知らせします。

### ■注意事項

- ・住宅借入金等特別控除、退職所得、土地・株式等の譲渡所得や山林所得などの分離課税所得の申告、贈与税及び相続税の申告は受付できません。受付できない内容の申告がある場合は、市民税課（電話番号：34-6617）にご連絡ください。
- ・営業所得、農業所得又は不動産所得がある方は、事前に収支内訳書を作成してきてください。収支内訳書が作成済みでない場合は、受付できません。

### ■持ち物

- ・所得金額の分かるもの（源泉徴収票の原本など）
- ・各種控除証明書の原本
- ・筆記用具
- ・電卓
- ・マイナンバーカード（またはマイナンバーの記載のある住民票の写しと運転免許証など）
- ・申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの（還付申告の場合）
- ・電子申告に係る利用者識別番号の交付を受けている方は、その番号が分かる通知書など
- ・税務署から申告書用紙や確定申告のお知らせが送付されている方は、その送付物
- ・医療費控除の明細書（医療費控除を申告する場合）
- ・ふるさと納税の証明書（寄附金控除を申告する場合）

医療費控除を申告する方へ

医療費控除は領収書では申告できません。明細書を事前に作成してきてください。

医療費控除の明細書の様式が必要な方は、以下のリンクから取得してください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557\\_2.htm#a31](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557_2.htm#a31)

2月2日からは、豊田市役所市民税課窓口、各支所・出張所でも様式を配布します。